

町田市商店街の活性化に関する条例

平成 17 年 10 月 17 日公布

町田市条例第 45 号

(目的)

第 1 条 この条例は、商店街が地域経済及び地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、商店街の活性化を図り、もって地域の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)商店街 小売商業等が集積している地域をいう。

(2)商店会 商店振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に規定する事業協同組合又は法人格を有しない任意の商店会をいう。

(3)事業者 商店街において事業を営むものをいう。

(4)経済関係団体 町田商工会議所、町田市商店会連合会その他の経済活動に関する団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 商店街の活性化は、商店会及び事業者が相互に協力し、自らの創意工夫と自助努力により主導的役割を担うとともに、商店会、事業者、経済関係団体及び市が連携・協働して、市民の理解と協力のもとに推進していくものとする。

(商店会の責務)

第 4 条 商店会は、地域ににぎわいと交流の場を創出するとともに、消費者の利便向上のために快適な環境を整備することにより、商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会は、その組織の基盤を強化するため、会員の加入促進等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、自ら経営基盤の強化に努めるとともに、地域の良好な生活環境に配慮した事業の展開に努めるものとする。

2 事業者は、経済関係団体又は市が実施する商店街の活性化に関する事業に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を担う商店会への加入に努めるものとする。

4 事業者は、商店会が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより、当該事業に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、国及び東京都と連携し、並びに商店会、事業者及び経済関係団体と連携・協働して、商店街の活性化に必要な施策の実施に努めるものとする。

2 市は、商店街の活性化を図るため、商店会及び事業者に対する支援に努めるものとする。

(市民の協力)

第7条 市民は、商店街の活性化が地域経済及び地域社会の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを認識し、商店街活性化の取組に協力するよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。